

所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わります！

※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されます

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

相続によって不動産を取得した相続人は、
その所有権を取得したことを知った日から3年以内に
相続登記の申請をしなければなりません。



- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 登記の手続は、法務局ホームページをご覧ください
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください

新制度について、
詳しくは[コチラ](#)！

登記手続について、
詳しくは[コチラ](#)！

大阪司法書士会
ホームページは[コチラ](#)！